

# I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2022年12月27日現在

～2022年12月31日

2023年1月1日～

## 目次（略）

### 第1条～第41条（略）

（利用に係る I P 通信網契約者の義務）

第42条 I P 通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 削除
- (6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと

## 目次（略）

### 第1条～第41条（略）

（利用に係る I P 通信網契約者の義務）

第42条 I P 通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 削除
- (6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと

<p>(7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で I P 通信網サービスを利用しないこと。</p> <p>また、別記 6 ( I P 通信網サービスにおける禁止事項) に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で I P 通信網サービスを利用しないこと。</p> <p>また、別記 6 ( I P 通信網サービスにおける禁止事項) に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。</p> <p><u>(8) I P 通信網契約者 (当社が電気通信番号を付与するサービスに係る者に限ります。以下、本号において同じとします。) がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画 (令和元年総務省告示第 6 号) の定めに基づき、I P 通信網契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。</u></p> <p>2～7 (略)</p>
<p>第43条～第52条 (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>第43条～第52条 (略)</p> <p>別記 (略)</p>
	<p><u>附則 (令和 4 年 12 月 22 日 C A S 企第 00998891 号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 1 日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 当社は、この改正規定により追加する I P 通信網契約者の義務の内容に関し、次に掲げる第 6 種シェアード I P - P B X サービスについても適用します。</u></p> <p><u>(1) A P S 1 第 00734470 号 (令和 3 年 1 月 20 日付) の附則 2 に係るもの</u></p>